

議案第 5 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

--

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

(資料)

項目	内 容	備 考																				
1. 議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>【新設合併の場合】</p> <p>原則は合併前の市町村の議会議員は失職し、合併市町村の法定数(条例定数(本来定数))による設置選挙を行う。</p> <p>なお、合併市町村の法定数は、合併前の市町村の協議により定めなければならない。(地方自治法第91条第7項)</p> <p>これに対する合併特例法上の特例は次のとおりである。</p> <p>1) 定数特例</p> <p>設置選挙において、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条に規定する定数の2倍まで定数を増加することができる。(合併特例法第6条第1項)</p> <p>2) 在任特例</p> <p>合併関係の市町村の議会の議員で、合併市町村議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任できる。(合併特例法第7条第1項第1号)</p> <p>なお、特例を適用する場合であっても、合併前の市町村の協議により、条例定数を定める必要がある。</p>																					
2. 現 況	<table border="1" data-bbox="411 1055 1265 1290"> <thead> <tr> <th></th> <th>中条町</th> <th>黒川村</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国勢調査人口</td> <td>27,528 人</td> <td>6,750 人</td> <td>34,278 人</td> </tr> <tr> <td>法 定 数</td> <td>26 人</td> <td>18 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条 例 定 数</td> <td>22 人</td> <td>16 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>H17.9.29</td> <td>H19.4.29</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>国勢調査人口：平成12年国勢調査</p>		中条町	黒川村	合 計	国勢調査人口	27,528 人	6,750 人	34,278 人	法 定 数	26 人	18 人		条 例 定 数	22 人	16 人		任 期	H17.9.29	H19.4.29		
	中条町	黒川村	合 計																			
国勢調査人口	27,528 人	6,750 人	34,278 人																			
法 定 数	26 人	18 人																				
条 例 定 数	22 人	16 人																				
任 期	H17.9.29	H19.4.29																				
3. 関係法令	<p>地方自治法第91条</p> <p>1 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <table data-bbox="550 1563 1204 1724"> <tbody> <tr> <td>人口2千未満の町村</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>人口2千以上5千未満の町村</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>人口5千以上1万未満の町村</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>人口1万以上2万未満の町村</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>人口5万未満の市及び人口2万以上の町村</td> <td>26人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中 略】</p> <p>7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」とい</p>	人口2千未満の町村	12人	人口2千以上5千未満の町村	14人	人口5千以上1万未満の町村	18人	人口1万以上2万未満の町村	22人	人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人	<p>← 新市該当人口</p>										
人口2千未満の町村	12人																					
人口2千以上5千未満の町村	14人																					
人口5千以上1万未満の町村	18人																					
人口1万以上2万未満の町村	22人																					
人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人																					

項目	内容	備考																																								
	<p>う。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。</p> <p>10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p>																																									
4. 先進地事例	<p>【新設合併の場合】</p> <table border="1" data-bbox="427 757 1254 1794"> <thead> <tr> <th>協議会名</th> <th>人口</th> <th>合併の期日</th> <th>条例定数</th> <th>特例の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北蒲原郡南部郷合併協議会</td> <td>48,456人</td> <td>H16.4.1</td> <td>26人</td> <td>在任特例適用〔H16.10.31まで〕</td> </tr> <tr> <td>東蒲原郡町村合併協議会</td> <td>15,813人</td> <td>H17.3.31</td> <td>22人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>三島郡3か町村合併協議会</td> <td>18,261人</td> <td>合併特例法の適用期限まで</td> <td>22人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>北魚沼郡6か町村合併協議会</td> <td>45,386人</td> <td>H16.11.1</td> <td>26人</td> <td>在任特例適用〔H18.4.30まで〕</td> </tr> <tr> <td>佐渡市町村合併協議会</td> <td>72,173人</td> <td>H16.3.1</td> <td>30人</td> <td>定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕</td> </tr> <tr> <td>村上市岩船郡6市町村合併協議会</td> <td>74,351人</td> <td>H17.3未まで</td> <td>30人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>十日町広域圏合併任意合併協議会</td> <td>65,033人</td> <td>H17.3未まで</td> <td>未定</td> <td>定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>人口は平成12年国勢調査人口</p>	協議会名	人口	合併の期日	条例定数	特例の有無	北蒲原郡南部郷合併協議会	48,456人	H16.4.1	26人	在任特例適用〔H16.10.31まで〕	東蒲原郡町村合併協議会	15,813人	H17.3.31	22人	特例無し(原則)	三島郡3か町村合併協議会	18,261人	合併特例法の適用期限まで	22人	特例無し(原則)	北魚沼郡6か町村合併協議会	45,386人	H16.11.1	26人	在任特例適用〔H18.4.30まで〕	佐渡市町村合併協議会	72,173人	H16.3.1	30人	定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕	村上市岩船郡6市町村合併協議会	74,351人	H17.3未まで	30人	特例無し(原則)	十日町広域圏合併任意合併協議会	65,033人	H17.3未まで	未定	定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕	
協議会名	人口	合併の期日	条例定数	特例の有無																																						
北蒲原郡南部郷合併協議会	48,456人	H16.4.1	26人	在任特例適用〔H16.10.31まで〕																																						
東蒲原郡町村合併協議会	15,813人	H17.3.31	22人	特例無し(原則)																																						
三島郡3か町村合併協議会	18,261人	合併特例法の適用期限まで	22人	特例無し(原則)																																						
北魚沼郡6か町村合併協議会	45,386人	H16.11.1	26人	在任特例適用〔H18.4.30まで〕																																						
佐渡市町村合併協議会	72,173人	H16.3.1	30人	定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕																																						
村上市岩船郡6市町村合併協議会	74,351人	H17.3未まで	30人	特例無し(原則)																																						
十日町広域圏合併任意合併協議会	65,033人	H17.3未まで	未定	定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕																																						

項 目	内 容				備 考	
5. 県内の議会 議員定数	【平成 15 年 4 月 1 日現在】					
	市 名	人 口	法定数	条例定数		
	小千谷	41,641 人	26 人	23 人		
	加 茂	33,085 人	26 人	22 人		
	十日町	43,002 人	26 人	20 人		
	見 附	43,526 人	26 人	20 人		
	村 上	31,758 人	26 人	22 人		
	燕	43,480 人	26 人	20 人		
	栃 尾	24,704 人	26 人	20 人		
	糸魚川	32,003 人	26 人	22 人		
	新 井	27,882 人	26 人	20 人		
	五 泉	38,306 人	26 人	22 人		
	両 津	17,394 人	26 人	18 人		
	白 根	40,012 人	26 人	22 人		
豊 栄	48,997 人	26 人	22 人			
人口は平成 12 年国勢調査人口						

議案第 6 号

新市名称募集要綱について

新市名称募集要綱について、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 2 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

新市名称募集要綱

1 募集の目的

この要綱は、中条町、黒川村の両町村が合併するとした場合、新市にふさわしい名称を選定するための参考とするとともに、住民の関心を喚起し、まちづくりへの参加を推進することを目的とする。

2 公募の方法

(1) 募集期間

平成16年4月16日(金)から平成16年5月17日(月)(当日消印有効)

(2) 応募資格

制限しない。

応募者1人につき1点の応募とする。

(3) 応募要件等

名称には、漢字、ひらがな、カタカナのいずれか又はそれらを組み合わせて使用し、漢字にふりがなをつけるものとする。

(4) 応募方法

応募は、チラシについている所定のはがき、官製はがき、封書、Eメール、ファックスによるものとする。

応募には、「新市の名前」「命名の意味または理由」「郵便番号」「住所」「氏名(ふりがな)」「性別」「年齢」「電話番号」を記載する。

応募先

中条町・黒川村任意合併協議会事務局

〒989-2693

新潟県北蒲原郡中条町新和町2番10号

電話 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

Eメールアドレス hokubugo@iplus.jp

3 公募の周知方法

公募は、協議会だより、協議会ホームページ、両町村広報誌、チラシ等により行う。

4 応募作品の取り扱い

(1) 原則として、応募されたものの中から新市名を決定することとする。ただし、新市名としてふさわしい名称の応募がなされなかった場合には、この限りではない。

また、何らかの理由により応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要最小限の修正は可能とする。

(2) 新市の名称の候補選定及び新市の名称の決定にあたっては、応募された名称ごとの応募数は考慮しないものとする。

(3) 採用された作品に関する一切の権利は、中条町及び黒川村に帰属するものとする。

5 選定方法

別紙「新市名称候補選定基準及び選定方法」による。

6 記念品贈呈

応募された作品の中から、次の賞を決定し、記念品を贈呈する。

(1) 名付け親大賞 10万円相当の全国共通商品券

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から決定し、1名に贈呈する。なお、応募者が複数の場合は、抽選により1名を決定する。

(2) 名付け親賞 1万円相当の地域特産品

新市の名称として選ばれた作品の応募者で「名付け親大賞」の抽選から漏れた者の中から抽選で最高10名に贈呈する。

(3) 特別賞 3千円相当の地域特産品

第一次選考に選ばれた10作品の応募者で「名付け親大賞」及び「名付け親賞」に当選した以外の者の中から抽選で最高30名に贈呈する。

7 各賞選定結果の決定、発表、

受賞者の発表は本人へ通知する他、協議会だより、協議会ホームページ、両町村広報誌を通じて行う。

8 その他

その他必要な事項については、協議会において定める。

新市名称候補選定基準及び選定方法

1 新市名称候補選定基準

新市名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、 の条件を満たしている作品の中で、 ~ の条件の1以上に該当する名前とする。

既存の市名に無い名前

(既存の市名と読みが同じでも表記の異なるものは、これに含む)

両町村を地理的にイメージできる名前。

両町村の特徴を表す名前

両町村の歴史・文化にちなんだ名前

両町村を対外的にアピールできる名前

両町村の知名度が向上できる名前

合併を記念した名前

その他新市にふさわしい名前

2 新市名称の選定方法

新市名称候補選定基準により、下記のとおり選定を行う。

(1) 第一次選考

新市の名称候補は、応募された作品の中から委員が各自2点以内を選定し、事務局へ報告する。
事務局は各委員から提出された候補を集計し、上位10点程度を協議会へ提出する。

(2) 最終選考

協議会での協議により新市の名称候補1点を承認する。

(資料)

【新市名の取扱いに関する自治省照会事項】

質問1 すでに同一または類似の市町村が存在する場合

(1) 同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮崎市日向市(ひゅうがし)→日向市(ひなたし)
静岡県清水市(しみずし)→清水市(きよみずし)
回答×・・・表記が同じ場合は不可。

(2) 異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市(せんだいし)→せんだい市
埼玉県日高市(ひだかし)→ひだか市
回答・・・表記が異なるので可

(3) 同一または類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町(みずほまち)→瑞穂市(みずほし)
奈良県明日香村(あすかむら)↔明日香市(あすかし)
回答・・・全国的に見て、現在も同様の事例がある。

質問2 外国語を日本語に(カタカナ、ひらがな等)で表記した場合

【例】LOVE→ラブ
AND→アンド
回答・・・理由が明確であればよい。

質問3 略字及び算用数字等の使用

(1)「ケ」の使用。

回答・・・例：青ケ島村など

(2)「0 1 2 3 4 5 6 7 8 9(数字)」の使用

回答×・・・日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。

(3)「々」の使用

回答・・・例：小佐々町など

質問4 通常の読み方と異なる読み方をする場合

【例】永遠市(えいえんし)→(とわし)
宇宙市(うちゅうし)→(そらし)
回答・・・新市名を告示する場合、読みがなをふればよい。

質問5 その他、市の名称としてふさわしくないもの

公序良俗に反する名前
長すぎる名前
現在使用していない漢字を使用した名前

新市名称公募及び選定スケジュール

	協 議 会		事 務 局
平成16年 2月26日(木)	第3回協議会	募集要綱案の提出	
平成16年 3月26日(金)	第4回協議会	募集要綱の確認	
			募集準備 (チラシ作成等)
平成16年 4月16日(金)		公募開始	協議会だよりに募集記事掲載 ホームページに募集記事掲載 チラシ配布
平成16年 4月 日()	第5回協議会		
平成16年 4月30日(金)			各町村広報誌に募集記事掲載
平成16年 5月17日(月)		↓ 公募締切	
			集計 (協議会委員宛に集計結果、選 定用紙を送付する)
平成16年 5月 日()	第6回協議会		
			選定用紙取りまとめ
平成16年 6月 日()	第7回協議会	集計結果の報告 (候補名の第1次 選考)	
平成16年 7月 日()	第8回協議会	最終選考決定	

新市の名称に関する公募例

	北蒲原郡南部郷合併協議会	東蒲原郡町村合併協議会	分水・弥彦・寺泊合併協議会	三島郡3か町村合併協議会
公募に関する周知の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ (応募はがき付)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ (応募はがき付)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ (応募はがき付)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ ・ポスター ・防災無線活用 (応募はがき付)
公募要綱等の制定	有	有	有	有
公募期間	約2ヶ月 (~ 8/31)	約1ヶ月半 (~ 7/15)	31日 (9/20 ~ 10/20)	31日 (11/15 ~ 12/15)
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応募はがき ・官製はがき ・封書 ・FAX ・Eメール ・所定の事項が記載された用紙 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募はがき ・官製はがき 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募はがき ・官製はがき ・封書 ・FAX ・ホームページ ・持参等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募はがき ・官製はがき ・封書 ・FAX ・Eメール ・ホームページ
応募資格	制限なし	東蒲原郡に住所を有する昭和61年4月1日までに生まれた者(18歳以上)	制限なし	制限なし
合併関係市町村の名称の取扱い	除く	除く	含む	含む
応募・記載の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称(ふりがな) ・郵便番号 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・電話番号 できれば名称の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・新町の名称 ・名称の由来 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・電話番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称(ふりがな) ・名称の理由 	<ul style="list-style-type: none"> ・新町の名称(ふりがな) ・名称の由来・理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・電話番号
懸賞等	名付け親賞 10人 (1万円分商品券) ご応募ありがとう賞 200人 (千円分商品券)	名付け親大賞 1人 (感謝状と記念品) 名付け親賞 10人 (感謝状と記念品)		名付け親賞 10人 (1万円分商品券)
その他	1人1点限り	1人1点限り	1人1点限り	1人1点限り

	北魚沼郡 6 か町村 合併協議会	糸魚川市・能生町・ 青海町合併協議会	十日町広域圏合併 任意協議会	佐渡市町村合併協 議会
公募に関する周知 の方法	・県、市町村広報紙 及びマスメディ ア等 ・チラシ (応募はがき付)	・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ (応募はがき付)	・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ (応募はがき付)	・協議会だより ・各市町村広報 ・ホームページ
公募要綱等の制定	有	有	有	有
公募期間	1ヶ月 (～9/30)	74日 (10/24～1/5)	33日 (9/24～10/26)	2ヶ月 (～6/28)
応募方法	・応募はがき ・官製はがき ・FAX ・ホームページ	・応募はがき ・官製はがき ・FAX ・Eメール ・ホームページ	・応募はがき ・官製はがき ・封書 ・FAX ・Eメール ・ホームページ	・官製はがき ・封書 ・FAX ・Eメール
応募資格	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
合併関係市町村の 名称の取扱い	除く	含む	含む	除く
応募・記載の内容	・新市の名称 (ふりがな) ・名称の由来・理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・電話 ・職業	・新市の名称 (ふりがな) ・名称の理由 ・住所 ・氏名(ふりがな) ・年齢 ・性別 ・電話番号	・新市の名称 (ふりがな) ・名称の由来・由来 ・住所 ・氏名	・新市の名称 (ふりがな) ・新市の名称の意味 又は理由 ・住所 ・氏名(ふりがな) ・年齢 ・性別 ・電話番号
懸賞等	名付け親大賞 1人 (現金 10 万円分ま たは 10 万円分の旅 行券 + 副賞) 特別賞(次点) 2人 (現金 2 万円また は 2 万円分の図書 券) 残念賞 5人 地域特産品	新市名称 10人 (図書券 1 万円分) 名案賞 200人 (図書券 3 千円分)	記念品	名付け親大賞 1人 (10 万円相当記念 品) 名付け親賞 10人 (1 万円相当)
その他	はがき 1 枚につき 作品 1 点	1人 1 点限り	はがき 1 枚につき 作品 1 点	1人 1 点限り

議案第 7 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 2 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

次 回 協 議

4 . 合併重点支援地域の指定について

合併重点支援地域の概要

1 目 的

合併に向けて具体的な取組を行っている地域が特例法の期限まで着実に協議が進むよう、合併重点支援地域の指定を行い重点的に支援する。

2 指定基準

基本的に合併の検討段階において以下の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 法定合併協議会を設置していること又は法定合併協議会移行を前提として関係市町村長、議員を構成員とする任意の合併協議会を設置していること。
- (イ) 構成市町村が同一の枠組での合併を前提に協議を開始していること。
- (ウ) 合併の目標期日を定めるなど合併に向けた具体的スケジュールが明確となっていること。
- (エ) 市町村建設計画、行政制度調整など具体的な調整作業を開始していること。

3 指定期間

指定した日からH16年度末（期間内に合併した場合は施行日）まで。

4 具体的支援内容

政府市町村合併支援本部の「市町村合併支援プラン」の活用

政府市町村合併支援本部が策定した「市町村合併支援プラン」の積極的な利活用を図る。

県単事業の優先実施等

合併に向けた地域の一体化を推進するため、県単事業の優先実施等について検討する。

人 的 支 援

合併協議会委員への県職員の参画などを通じた積極的な情報提供・助言、地元の要請に基づき一定の要件を満たした場合の県職員の派遣や専任職員の配置、福祉事務所設置に向けた人的支援等を検討する。

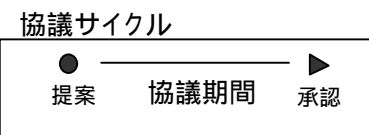
重点的広報の実施

シンポジウムの開催やホームページでの特集など重点的な広報を行うことにより、住民の理解増進や具体的な合併論議への住民参加の促進を支援する。

5.全体スケジュール(合併特例法改正を前提としたもの)

資料2

	平成15年度					平成16年度												平成17年度								
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
議会		12月定例会			3月定例会			6月定例会			9月定例会			12月定例会			3月定例会 廃置分 合議決			6月定例会			9月定例会			12月定例会
関係事項					改正併 上程 特例 法		住民説 明会	改正併 成立 特例 法			中条町長 選挙			住民説 明会						県議会議決		大臣告示	中条町議 会議員選 挙			
研究会・協議会	研究会	研究会	研究会	研究会	任意合併協議会					法定合併協議会							(法定合併協議会)									
協議会会議の開催		協議会	協議会 研修会	協議会 研修会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	協議会	調印式									合併施行
規約・予算等		→			→			→																		
基本事項			●	→																						
新市名				●	→																					
行政制度調整	調整基本方針		●	→																						
	個別事項			●	→																					
	各種事務事業			●	→																					
	協定書(案)																									
建設計画	策定基本方針		●	→																						
	基礎調査			●	→																					
	構想			●	→																					
	事業計画			●	→																					
県との協議																										
移行準備																										
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	平成15年度					平成16年度												平成17年度								



(平成16年2月)